

質問回答

2015年6月8日

「2015年度案件別外部事後評価:パッケージ1(中国)」

(公示日:2015年5月27日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4 第6プロポーザルの提出手続き等 2 プロポーザルの無効	「(5)すでに受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき」とありますが、ここでいう業務期間とは何を指すのでしょうか。契約上の業務期間は開始から成果品提出期限までと理解しますが、この期間が重なっている時点で応札資格がないということでしょうか。これまでの調達部の説明では、業務実施契約間ではコンサルタント側での業務調整により業務実施が可能であれば、重複する業務期間の応札が可能と理解しておりましたが、そうではなくなったということでしょうか。	「業務期間が重なる」とは同一の業務従事者を同じ日に複数の契約案件に配置することを意味しているので、配置予定の業務従事者の業務期間が他の契約案件と重ならない限り受注したコンサルタント等企業が契約履行期間の重複する案件への応札は可能です。
2	業務指示書本紙第7 P5 業務指示書別紙 【第3業務実施上の条件】 P17	P5に「第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい」、P17に「現地調査補助員の備上費については別見積もりとする」とありますが、これは航空運賃及びエクセス料金の扱いと同様に、本見積もりとは別の、別見積もりにするという理解で宜しいでしょうか。それとも、「現地調査補助業務」と「受益者調査補助業務」の見積もりを一つにまとめず、それぞれを分けて見積もるという意味でしょうか。	「本見積もりとは別の、別見積もりにする」という理解で相違ございません。(1)現地調査補助業務 (2) 受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の備人費および現地再委託費については、1つの別見積書としてまとめていただけますようお願いいたします。

3	業務指示書本紙第7 P5 業務指示書別紙 【第3 業務実施上の条件】 P17	P5に「第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい」、P17に「現地調査補助員の備上費については別見積もりとする」とありますが、これは航空運賃及びエクセス料金の扱いと同様に、本見積もりとは別の、別見積もりにするという理解で宜しいでしょうか。それとも、「現地調査補助業務」と「受益者調査補助業務」の見積もりを一つにまとめず、それぞれを分けて見積もるとい意味でしょうか。	「本見積もりとは別の、別見積もりにする」という理解で相違ございません。(1)現地調査補助業務 (2) 受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の備人費および現地再委託費については、1つの別見積書としてまとめていただけますようお願いいたします。
4	P5 P17 7.現地調査補助員の備上	「以下2項目に係る現地調査補助員の備上費については、別見積とする」とありますが、「備上費」には次のものが該当するという理解でよろしいでしょうか。 ・現地調査補助員に支払う特殊備人費 ・現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃) ・現地補助員が使う車両関連費	ご理解のとおり、別見積として計上する備人費は、「現地調査補助員に支払う特殊備人費」に加え、「現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)」「現地補助員が使う車両関連費」も含め計上願います。
5	業務指示書 P5	昨今は円安傾向が顕著化しており、中国元、アメリカドルについて、業務指示書に示された外貨交換レートよりも5月29日現在で約4%円安が進んでいます。このまま円安が進行した場合、プロジェクト運営に大きな影響を及ぼします。こうした為替差損によるリスクを避けるため、本案件に適用する外貨交換レートを変更する可能性はございますか。	契約交渉の際に急激な為替変動がある場合は、直近の JICA 統制レートに見直して契約締結することはあります。また、契約締結後は、原則、現地再委託費を除き精算も契約時のレートに基づいて行いますが、一方、急激な為替レートの変動により、業務に重大な影響を及ぼすレベルの直接経費の不足が予測される場合、個別の協議に応じます。詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00001la90a-att/guideline_201401.pdf)をご参照願います。

6	P16 4. 業務従事者の構成(案)	来年度については、評価対象者以外の者に関しては、来年度の契約変更をする段階で、案件の内容によって評価担当者を本プロポーザルで提案する者から変更することは可能でしょうか。	JICA との協議に基づき、その必要性和妥当性が認められる場合は、可能です。
7	P19 第 2 業務の目的・内容に関する事項 (5)...2016 年度の対象案件を確定した段階で、本パッケージの実施方針や見積り金額を基本に契約変更することとする。	来年度案件については「対象案件を確定した段階で」と記載されていますが、チームの専門家構成を考えるうえで、可能であれば現在予定されている来年度の評価対象案件がわかればご教示いただければ幸いです。 もし、具体的な事業名の公表が難しい場合、少なくとも予定されている件数とセクターをご教示いただきたく、よろしくお願いたします。	事後評価対象案件につきましては、年度ごとにその対象案件を確定しますので、現時点での情報の提供は困難です。業務指示書に記載のとおり、2016 年度の中国対象の円借款事業を確定した段階で、実施方針や見積り金額を協議することになります。 なお、質問 3 にご回答しましたとおり、追加案件の件数やセクターに応じ、業務従事者を変更・追加することは可能です。
8	P19 (6)上記対象案件のうち、「内陸部・人材育成事業(広西壮族自治区、江西省、湖北省、山西省)については、以下に円借款 4 事業が含まれるが、これら 4 事業を併せて 1 件の事後評価として実施し、1 本の報告書を作成するものとする。	「4 事業を併せて 1 件の事後評価と」するとご指示がありますが、借款契約締結時期も異なる案件もあり、1 本の借款契約の中にサブプロジェクトが複数ある場合と異なり、4 事業を併せてレーティングをするのは困難ではないかと思われます。1 本の報告書ではあるが、レーティングは省・自治区ごとに行うのか、あるいはまとめてレーティングするのか、貴機構の方針をご教示ください。また、もしまとめてレーティングする場合、それは地域部や事務所も了解済みの事項であるという理解でよろしいでしょうか。	1 本の報告書ではあるものの、レーティングは各事業(省・自治区ごと)で行い、そのうえで、まとめたレーティングを出す方向で考えております。妥当性等の記述等 4 事業共通に記載できる箇所をまとめていただきつつ、全体として 20 ページ程度の報告書となるようご対応をお願いします。 これは、(1)江西省、湖北省、山西省の 3 案件は同一の事前評価表となっていること、(2)江西省壮族自治区案件はこれら 3 案件の前年度の事前評価表に掲載されている案件ですが、基本的に同じ枠組みの事前評価表となっていることから、1 件としての総合レーティングの導出が可能と考えております。総合レーティングにつ

			<p>いては、4事業における同5項目のそれぞれのサブレーティングを統合し、1案件として事後評価結果(総合評価)をまとめて頂くことを想定しています。総合レーティングの出し方もプロポーザルでご提案ください。</p>
9	<p>P22 第3 業務実施上の条件</p>	<p>第2次現地調査の時期について、2月が予定されておりますが、来年の春節は2月中旬のため、その前後の週も含め、2月の現地調査は非常に難しいと考えられます。現地調査時期につき、現地の状況に合わせ、少し後ろ倒しにすることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

以上